治安情報 第 19 回四半期報告書

対象地域	フランス リヨン (及びローヌアルプ地方)	在リヨン領事館事務所 リヨン日本人センター治安情報収集チーム	
		作成日	対象期間
参考資料 雑誌 ウェブ情報	Lyon Progrès 他	2008年12月31日	2008年10月~12月
集計情報の流 布	未	在留邦人対象に各団体及び領事館ルート	
調査項目:			

報告要旨

- I. 道路交通安全について
- II. 強盗の頻発する年末
- III インターネットから青少年を守ることの重要性
- IV 年末の車への放火事件

I. 道路交通安全について

ローヌ県道路交通安全監察局によると、2008 年11月末までの統計では人身事故が 1,867 件発生しておりこれは一日に5件のペースで、2007年度同期間に比べて約8%減となる記録である。事故の原因としては、速度違反が第一位であり(44%)、優先無視(28%)、飲酒運転(14%)の順となっている。

同様に 11 月末までの交通事故による死者数は 48 名であり、2007 年度同期間の記録 62 名と比較して減少が見られるもののまだまだ納得の出来ない数字である。交通事故による負傷者の数も 2007 年度にくらべて 9%ほど減少の 2,310 名となっている。

この減少は、特に飲酒運転の取り締まりが強化されたことによると見られている。同期間中に 15万5,400件ほどのアルコール検査が行われ、そのうち5,175件が飲酒運転として取り締まり を受け、1,800もの運転免許が没収された。制限速度違反についてはすでに1万7,000件もの違反が記録されている。取り締まりの方法については、警察、憲兵両管轄地域において覆面パトカーによる巡回がより頻繁になっているのも効果が上がっている理由のひとつと考えらている。

また、渋滞が激しくなっている地区では走行する二輪車の数が増加しているが、それに従い二輪車運転時の事故が増加している。先ほど挙げた死亡者数 48 人のうち 22 人が二輪車運転者であり死亡者の 46%にあたる。

フランスでは、血液中のアルコール率が一リットルあたり 0.5g(0.25mg)以上の状態で車を運転すると飲酒運転とみなされる。0.5gから 0.8g(0.40mg)までは道路交通法違反で 135 ユーロ(またはその場で支払う場合には 90 ユーロ)の罰金および 6 点減点。ちなみに免許取得後 3 年間の所持点数は 6 点であるために、新人ドライバーは一回の飲酒運転で免許停止処分となる。0.8g(0.40mg)以上での運転は犯罪とみなされ、6 点減点と135 ユーロの罰金および拘留され軽罪裁判所に召集される。免許は 6 ヶ月間の停止処分となる。

少し前までは、免許停止処分となっても仕事上車の運転が不可欠であると認められた場合に は週末のみの免許停止処分などという措置が適用されたこともあるが最近は一切認めれられ ていない。

2008 年末から 2009 年度にかけても一層の取締りが行われる予定である。

「飲んだら乗らない」という決まりを必ず守ること。

(以上プログレ紙 12 月 20、22 日付)

また、飲酒した状態で自転車走行すると運転免許証の減点は無いものの罰金形および血液中のアルコール率が 0.8g(0.40mg)以上の場合には罰金刑プラス拘留処置を受けることはあまり知られていない。

そのうえ、今までは自転車利用時も一般車両と同じように道路交通標識を守らなくてはならなかったが、2009年1月よりリヨン市内の幹線道路において自転車の利用者は一方通行を守らなくても良くなる箇所がいくつかでてきており今後拡大される予定である。Velo'v利用拡大により、自転車と歩行者、自転車と一般乗用車の接触事故が増加している。これまで以上に

歩行時ももちろんのこと、自動車運転時にも周囲の状況に充分注意する必要がある。(プログレ氏 12 月 31 日付)

Ⅱ-強盗の頻発する年末

毎年夏のバカンスシーズン前と年末のクリスマス前の時期には強盗事件が頻発している。特にパリ・イル=ド=フランス地域でこの傾向が強いが、ローヌ=アルプ地方も例外ではない。

関係者によると、「商店の多い地区、デパートの開店および閉店の時間帯にとくに重点警備を行っている」と言う。2008 年度憲兵隊の管轄地域に関しては 11 月間で 35 件と前年の 37 件と比較して多少減少している。警察管轄地域に関する統計は発表されていないが、1 月から 9 月の間には 69 件の強盗事件が発生した。(前年比+43.75%) 2008 年 12 月は、「光の祭典」に伴って制服警官のパトロールが強化されたことや、アン県での強盗未遂を起こした犯人が銃撃戦の後射殺されたことなどを受けて軽い動機からの強盗が減ったのか、比較的静かであった。警察によると、銀行、大型スーパーなどは、近年安全に関して多大な設備投資を行っている。(例えば現在全ての銀行の金庫は、開ける指示をだしてから 30 分後にしか開かないようになっている。)そのためますます若年化し経験のない武装した強盗の犯人らは、少ない金額しか奪えなくともリスクの少ない中型以下の安全に設備投資をしていない商店らを狙う傾向が顕著であると言う。

この影響で、商店、倉庫などの警備を担当する警備会社は年末にかけて大忙しとなっている。

(以上プログレ紙 10月 15日付)

III- インターネットから青少年を守ることの重要性

近年増加しているサイバー犯罪から子供らを守るための心得については、以前に何度か報告している。

11 月末にもネット上で知り合った男と約束をした 14 歳の少女が、実際にはペドフィリーであったこの男に 6 日間も軟禁されたが無事保護されたという事件があったのは記憶に新しい。また、12 月はじめにはフィニステール県で 15 歳の少年がインターネット上で見た光景を再現し、プラスチックバックを頭にかぶり粘着テープでそれを固定するという遊びを行い死亡するという事件が起きている。警察は、以前に報告した 《 le jeu du foulard 》(スカーフ遊び)のような感覚でスリルを求めてインターネット上で映像を探していて、出会ったこの光景を再現しようとして起こった事故であるとみている。

これらを防ぐためにも、

- 物理的にコンピュータを子供部屋ではなく、居間などの家族が集まる場所に置くこと。インターネット使用時に子供が親の存在を感じる環境を作ること。
- 子供に普段どのようにインターネットを使用しているのか、気に入っているサイトはどれか、 親が気に入りそうなサイトはあるかを聞いて実際にどのように利用しているかを見せても らう。

● 有害なサイトにアクセスするのをブロックするフィルタリング・ソフト、アクセス制限機能を利用する。

などの注意が必要である。

また子供に対して以下のことを言い聞かせておく。

- 親の承諾無しに自分、家族に関する情報(氏名、電話番号、住所、学校名)を決して他人に教えないこと。
- 奇妙なメールには返答せず、ショックを受けるようなサイトにアクセスしてしまった場合には ただちに閉めること。
- チャットで知り合った人物と実際に会う計画を立てないこと。しつこく出会うように言い寄ってくる場合にはただちに親に知らせること。どうしても会う機会を作りたい場合には、公共の場所で親の立会いのもとにすること。
- 勝手にオンライン上で買い物をしないこと。必ず親の承諾を得て、親と一緒に行うこと。

今回のような事故があった場合には、家庭でその事件について話し合い、危険性を充分に 説明することが必要である。

(プログレ紙 2008 年 12 月 18 日付)

IV- 年末の車への放火事件

数年ほど前から、フランス全国で特に 12 月 31 日から 1 月 1 日にかけて車への放火事件が増加している。2007 年から 2008 年にかけての一夜の間にフランス全土で 800 台以上の車が放火され炎上した。リヨン近郊では 15 台への放火により約 30 台が炎上した。

2008年から2009年にかけては普段の警備体制に加えて特に厳戒監視都市に指定されたパリ、マルセイユ、ストらスブルグ、リヨンの4都市を中心に7000人以上の警察、憲兵隊が援軍として配備された。

今年はじめの統計としては、フランス全土で 1,147 台の車が炎上し(前年 878 台 +30.64%)、 288 人が不審尋問を受け(前年 259 人)そのうち 219 人が拘留された。

リヨンおよびその近郊でも特にベニシュー市を中心として、昨年より 10 台ほど多い 36 台が炎上している。ロワール県でも 25 台が、イゼール県ではグルノーブルを中心に 30 台ほどが炎上。アン県のみ比較的静かで 2 台のみが炎上した。

これをうけてフランス政府は 2008 年 7 月に、一定の条件を満たせば被害者に対して最高 4,000 ユーロの払い戻しを認める法案を成立している。また、サルコジ首相は、これら放火の 犯人らが遊び半分で犯行に及ぶ若者らであることから、犯行が認められた場合には、被害者らに対して全額賠償金を払い終わるまでは運転免許の取得を認めないなどの厳しい法案を制定する意向である。

(プログレ紙 12 月 31 日、1 月 2 日付)